

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し（案）について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度（現行制度）の概要

目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員退職手当共済法」に基づき実施
- 社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている

概要

【実施主体】（独）福祉医療機構

【共済契約者】

- 「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を営んでいる社会福祉法人
- 契約締結は経営者の任意。ただし、契約を締結した場合、経営する全ての「社会福祉施設等」は包括的に加入

【加入対象となる施設・事業】

- ① 社会福祉施設等（保育所、障害者支援施設等）
- ② 特定介護保険施設等（特別養護老人ホーム等）
- ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）

【被共済職員】

- 加入対象となる職員は、共済契約者に使用され、かつ共済契約者の経営する「社会福祉施設等」「特定介護保険施設等」「申出施設等」の業務に常時従事することを要する職員
- 共済に加入した施設・事業については、当該施設・事業の加入対象職員全てが加入（前回改正時においては、特定介護保険施設等について、前回改正の施行日（平成18.4.1）以前からの既加入職員のみを継続して加入させる経過措置を講じた）

【財政方式等】

- 賦課方式
- 掛金は、毎事業年度の4月1日現在の被共済職員数に応じて、共済契約者が納付
被共済職員1人当たりの単位掛金額は、44,700円
ただし、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員は公費助成の対象外であることから、掛金額は単位掛金額に3を乗じた額（134,100円）
- 社会福祉施設等職員及び一部の特定介護保険施設等職員に係る退職手当支給費用については、公費補助あり（国1/3、都道府県1/3）

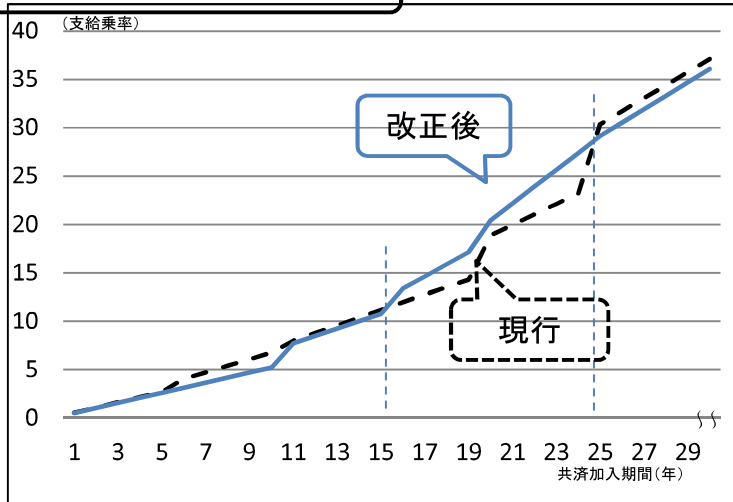
【実績】

- 被共済職員数：807,458人（H27.4.1現在）
- 退職手当金支給者数：72,578人（H26年度実績）
- 退職手当支給総額：95,739,896千円（H26年度実績）
- 退職手当金支給平均：1,319,131円（H26年度実績）

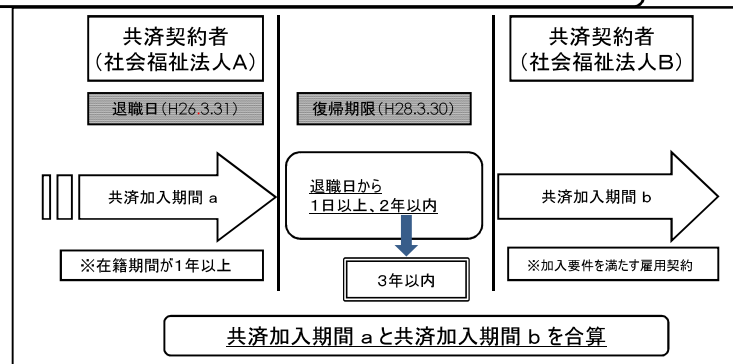
社会福祉法等の一部を改正する法律案による社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し(案)について

- 社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、退職手当共済制度の見直しとして以下の内容を盛り込んでいるところ。
 - ① 支給乗率を長期加入者に配慮したのを見直す。
 - ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
 - ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットィングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

① 給付水準の見直し



② 共済加入期間の合算制度の充実



③ 公費助成の見直し

		前回改正 (H18. 4. 1施行)	今回の見直し(案)
給付水準		1割引下げ	長期継続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
（国1／3、都道府県1／3） 公費助成	介護	廃止	—
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状	廃止 ・障害者関連の新制度への移行が完了 ・社会福祉法人以外の参入
	保育	・障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中

(1) 給付水準の見直し(案)

◆ 改正(案)の趣旨・背景

- 制度創設時は、民間の社会福祉施設職員と公立の社会福祉施設職員の処遇面での均衡を図る観点から、国家公務員退職手当制度と同様の支給水準としていたが、前回の制度改正(平成18年)において、民間との均衡や制度の安定化を図る等の観点から、当面の措置として当時の国家公務員退職手当制度の支給水準から概ね1割引き下げた。
- その後、国家公務員退職手当制度において、民間との均衡を考慮して支給水準の見直しが行われ、平成26年7月から本格施行されており、社会福祉施設職員等退職手当共済制度と比較して長期勤続に配慮した支給乗率になっている。

◆ 改正(案)の内容

- 改正法案が成立した場合、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の支給水準については、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するよう長期加入に配慮した支給乗率に見直すとともに、その際、既加入職員の期待利益を保護する観点から、適切な経過措置を講ずる。

(参考) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における退職手当金の算出方法

計算基礎額

×

支給乗率

=

退職手当金の額

◆ 経過措置

- 改正法案が成立した場合、
 - ・ 改正法案の施行日前に被共済職員であった者が改正法案の施行日後に退職した場合
 - ・ 改正法案の施行日前に被共済職員でなくなり、改正法案の施行日後に再び被共済職員となった上で退職した場合であって、かつ、その被共済職員期間が通算される場合については、改正法案の施行日前日に退職したと仮定した場合に適用される現行共済法の規定に基づき計算した額と、改正法案が成立した場合の改正後の共済法の規定に基づき計算した額のいずれが多い額を退職手当金として支給する。(改正法案附則第28条第2項)

社会福祉法等の一部を改正する法律案による社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し(案)について

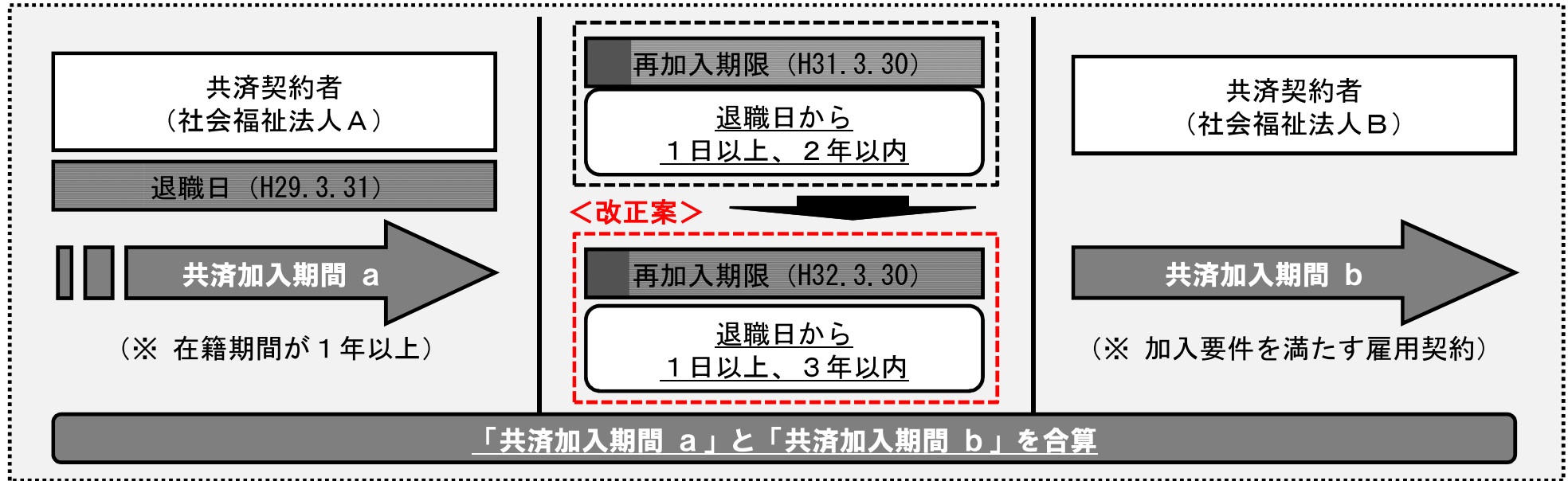
(2) 共済加入期間の合算制度の見直し(案)

◆ 改正(案)の趣旨・背景

- 被共済職員である期間が1年以上である場合、退職した日から起算して「2年以内」に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員になり、かつ、その者が福祉医療機構に申し出たときは、退職手当額の計算に際し、前後の被共済職員期間を合算している。
- 福祉人材の確保に当たり、社会福祉事業の職場への定着を促進することが重要であるところ、出産、育児、介護その他の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復職しやすい環境を整える観点から、被共済職員期間の合算制度をより利用しやすい仕組みとすることが必要。

◆ 改正(案)の内容

- 改正法案が成立した場合、被共済職員が退職した日から「2年以内」に再び被共済職員になった場合、前後の被共済職員期間を合算する規定について、中小企業退職金共済制度における通算制度の期間見直しと同様に、期間を「3年以内」に見直す。



(3) 公費助成の見直し(案)

◆ 改正(案)の趣旨・背景

- 前回改正において、介護保険における民間とのイコールフットィングの観点から、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業については、公費助成が廃止された(経過措置として、既加入者については引き続き公費助成の対象)。
- 前回改正を審議した福祉部会の意見書(平成16年12月)において、「児童・障害等のその他の施設・事業に係る公費助成については、今回あわせて見直すべきとの指摘もあったが、高齢者関係とは異なり、社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状もあり、また、公費助成の見直しの閣議決定の経緯や、さらには障害者関連施策など制度自体の枠組みの変更が検討されている中で同時に結論を得ることは困難であることなどから、今回は公費助成を維持することとし、その取扱は将来の検討課題とすることが適当である。」とされた。

◆ 改正(案)の内容

- 改正法案が成立した場合、障害者総合支援法等に関する施設・事業(児童福祉法に基づく障害児を対象とする事業を含む。以下同じ。)については、前回改正時に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行が完了したこと等から、前回改正時の介護関係施設・事業と同様に、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。

(参考) 障害者総合支援法等に関する施設・事業

障害者支援施設、居宅介護事業、行動援護事業、重度訪問介護事業、重度障害者等包括支援事業、短期入所事業

生活介護事業、療養介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業、同行援護事業、移動支援事業、福祉ホーム、地域活動支援センター、障害児入所施設、障害児通所支援事業

(次頁へ続く)

社会福祉法等の一部を改正する法律案による社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し(案)について

◆ 改正(案)の内容(前頁の続き)

- ・ ただし、障害児入所施設については、児童福祉法に基づき契約により入所する者と同法に基づき措置により入所する者が存在するところ、改正法案では、措置がとられている児童に係る業務に従事することを要する者として政令で定めるものについて、公費助成を維持することとしている。
- ・ 「措置がとられている児童に係る業務に従事することを要する者として政令で定めるもの(公費助成対象職員)」の算定方法については、前回改正時(参考)①参照のように、収入割合に応じた算定方法とした場合、措置費と障害報酬では積算の範囲が異なる等の事情があるため、その取扱いについて検討中。
- ・ また、「既加入者について公費助成を維持する特例措置」との関係については、前回改正時(参考)②参照の取扱いを参考に、検討中。

(参考) 前回改正時(平成18年度)の取扱い

①公費助成対象職員の算定方法

- ・ 前回改正時においては、高齢者関係の居宅サービスと障害者・児童関係の居宅サービスを一体的に提供している場合、障害者・児童関係の居宅サービスに相当程度従事することを要する者として政令で定めるものについて、公費助成を維持しており、その公費助成の対象となる者は、全収入額に占める障害者・児童関係の居宅サービスに係る収入額の割合に応じて算出している。

②既加入者に係る特例措置との関係

- ・ また、「既加入者について公費助成を維持する特例措置」との関係については、前回改正時には、「高齢者関係と障害者・児童関係の居宅サービスを一体的に提供している場合の公費助成の対象となる職員(特定職員)」と「既加入者」のいずれか多い方を公費助成の対象とする者とした。

[ア. 既加入者] ≥ [イ. 特定職員] → 「ア」が公費助成対象職員

[ア. 既加入者] < [イ. 特定職員] → 「イ」が公費助成対象職員

○ 保育所については、

- ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること
- ・ 平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むこと

などを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成29年度までに結論を得ることとする。

社会福祉法等の一部を改正する法律案による社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し(案)について

◆ 経過措置（障害者総合支援法等に関する施設・事業を運営する法人の掛金負担増に伴う経過措置）

- 改正法案が成立した場合、障害者総合支援法等に関する施設・事業に従事する者であって、改正法案の施行日前からの既加入者（同一の共済契約者に使用される場合に限る。）については、改正法案の施行日後も引き続き、公費助成の対象とする。（改正法案附則第29条）
- 改正法案が成立した場合、改正法案の施行日前に法人があらかじめ（独）福祉医療機構に対して届出を行った場合には、既加入職員分のみを継続加入し、障害者総合支援法等に関する施設・事業の新規採用職員を加入させないことができる。（改正法案附則第26条第2項）
- 改正法案が成立した場合、障害者総合支援法等に関する施設・事業において、改正法案の施行日後の障害者総合支援法等に関する施設・事業における新規採用職員全員の同意を得た場合には、同意を得た新規採用職員に関する部分の退職手当共済契約を解除することができる。（改正法案附則第30条第1項）

(参考) 前回改正時(平成18年度)における法施行後の新規加入職員を被共済職員としない届出書の様式

平成18年4月1日以後に採用した特別養護老人ホーム等在籍職員を被共済職員としない届出書

※平成18年4月1日以後に採用した職員も被共済職員とする場合、この届出は必要ありません。

＜提出期限：平成18年3月31日まで＞

平成 年 月 日

機構受付日付印

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

平成18年4月1日以後新たに当法人(共済契約者)に使用され、かつ、当該特別養護老人ホーム等の業務に常時従事することを要する者となるものについては、被共済職員でないものとするを届け出ます。

共済契約者番号	共済契約者	氏名又は名称	
.....		(印)	
		主たる事務所の所在地	
		郵便番号 ー	
	担当者	氏名	
		連絡先	
		電話番号(市外局) (局) (番)	
		FAX番号(市外局) (局) (番)	

↑
掛金納付対象職員届
で確認して記入してください。

特別養護老人ホーム等	施設番号	名称	種類
		
	所在地	郵便番号 ー	
	施設番号	名称	種類
		
	所在地	郵便番号 ー	
施設番号	名称	種類	
.....			
所在地	郵便番号 ー		

↓

備考	(平成18年4月1日以降の新規採用職員の退職金) 1. 中小企業退職金共済制度に加入予定 2. 法人内で退職給与として積み立てる 3. その他の制度に加入(具体的に)
----	---

次の記載注意を必ずお読みのうえ記入してください。

- 特別養護老人ホーム等とは、次の施設・事業をいいます。
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険の指定を受けているものに限る)、老人福祉センター(老人デイサービス事業を行う部分)、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人居宅介護等事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)。
- 「備考」には、平成18年4月1日以降の新規採用職員の退職金について、該当する番号を○で囲んでください。

◎直接 独立行政法人福祉医療機構へ届出してください。

平成18年4月1日以後に採用した職員を被共済職員としない施設・事業のみを記入してください。